

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
資料1 宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)の概要				
W1-1	1月16日	P6	罰則の場合の責任の所在について、施工業者の責任はどのようになるのでしょうか。 例えば、発注者や設計者の申請や設計が不適切であった場合に施工業者に責任はないとの解釈でよろしいか。	罰則は事案ごとの個別判断となる。
資料2 盛土規制法に基づく規制区域の指定について				
2-1	1月16日	P11	規制区域は地名地番でエリア分けしているのか。	規制区域は地形地物等によりエリア分けしている。
資料3 盛土規制法の規制対象について				
3-1	1月16日	P15	中間検査を申請するタイミングはいつか。	地下水排除工(暗渠排水管)の設置完了から4日以内に申請する必要がある。
3-2	1月16日	P17	「道路」は公共施設用地として許可の対象外となっているが、NEXCOが整備する高速道路の取扱いはどうか。	NEXCOが整備する道路についても、道路法上の道路の適用を受ける事業の用に供することが想定されるため、公共施設用地として取り扱う。
3-3	1月16日	P17	公共施設用地での盛土等は許可の対象外であるが、許可等が必要となるケースはあるか。	道路の工事で発生した土石を公共施設用地外で処分する場合は盛土規制法の許可等の対象となる。
3-4	1月16日	P17～P22	許可を要しない工事については、特定盛土等規制区域の届出も不要か。	不要となる。
3-5	1月16日	P21	四方のうち一方が水路などで低いため一方に擁壁などを設置する場合の工事は、四方を囲まれているものとして許可等は不要か。	許可対象となる盛土等の規模に該当する場合は、許可等が必要となる。
3-6	1月16日	P23	現在、碎石を置いている土地が複数あるが、土地ごとに届出が必要か。	土地ごとに21日以内の届出の提出が必要となる。
3-7	1月16日	P23	21日以内の届出に手数料は発生するのか。	手数料は発生しない。
3-8	1月16日	P23	区域指定の際に工事中の場合は21日以内の届出が必要とのことだが、工事完了している場合は届出は不要か。 また、工事完了はいつの時点か。例えば、造成工事が終わって建築工事に着手している場合は工事完了と取り扱うか。	令和7年3月31日までにすべての造成工事が完了している場合は、21日以内の届出は不要となる。 また、建築工事が残っていても造成工事が完了していれば、21日以内の届出は不要となる。
3-9	1月16日	P24	都市計画法第29条の許可を受けて造成工事中であり、令和7年6月に造成工事が完了する予定。盛土規制法に基づく中間検査は必要か。	21日以内の届出は必要であるが、中間検査は不要となる。
3-10	1月21日	P23	区域指定の際に行っている土石の堆積について、最大規模が許可基準を超える場合に届出が必要となるか。	どちらの規制区域であっても、宅地造成等工事規制区域の許可対象規模に該当する場合は21日以内の届出が必要となる。また、特定盛土等規制区域の許可対象規模に該当する場合は写真や図面の添付も必要となる。なお、所有者等は土地を安全な状態に維持する責務を有する。
3-11	1月21日 1月30日 2月14日	-	県の埋立て条例に基づく特定事業の許可を受けたものは盛土規制法の許可等は不要か。	それぞれで許可等の手続きが必要となる。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
3-12	1月21日	-	県の埋立て条例に基づく特定事業の許可を受けて規制開始日以降も行われる盛土について許可等は必要か。	規制区域の指定前に着手し、指定日時時点で工事中のものは、許可は不要となるが、21日以内の届出が必要となる。
3-13	1月21日	-	他法令等の許可を受けて、4月1日以降に工事着手する場合は、盛土規制法の技術的基準を満たした上で他法令等の許可を取り直す必要があるか。	盛土規制法が他法令等よりも厳しい場合に、他法令等の許可を取り直す必要があるかは各法令等所管課に確認していただきたい。
3-14	1月30日	P15 P22	P15では宅地造成等工事規制区域においては届出が必要とはされていないが、P22の21日以内の届出は必要になるのか。	P22の21日以内の届出は、令和7年3月31日以前から規制対象規模の盛土等を行っており、令和7年4月1日以降も継続する場合の手続きのため必要となる。
3-15	1月30日	P13～P15	盛土規制法の許可等の対象に満たない場合は、許可や届出を申請する必要はあるのか。その場合適合証明は必要か。	許可等の対象規模未満であれば盛土規制法の許可や届出は不要となる。 適合証明の要否は事務申請等マニュアル(案)を確認していただきたい。
3-16	1月30日	P23	P23の②のように規制区域前に工事が完了した場合は、盛土規制法の許可の申請や技術的基準に合わせる必要はありますか。	盛土規制法に基づく許可等は必要ないが、安全な状態に維持する責務は発生する。
3-17	1月30日	P21	四方の埋立て等で盛土規制法の許可等が必要ない行為に対して、農地法など他法令等の所管部局から盛土規制法の許可等を行うよう指導されることはないのか。	説明会などによって他法令等の担当者にも盛土規制法の内容を周知します。
3-18	1月30日	P22	21日以内に届出を提出できなかった場合は、どのような対応になるのか。	届出漏れが発生しないよう5圏域で説明会を開催するなど周知に努めているため、令和7年4月21日までに届出を提出していただきたい。
3-19	1月30日	P17	リニアなどの鉄道については、盛土規制法の許可等が必要になるのか。	リニアなどが整備する鉄道については、鉄道事業法又は軌道法の適用を受ける事業の用に供することが想定されるため、公共施設用地として取り扱う。
3-20	1月30日	P17	鉄道の工事における残土処分も盛土規制法の許可等は不要となるのか。	公共施設用地外で残土処分を行う場合は、規模によって盛土規制法の許可等が必要となる。
3-21	1月30日	P24	現在、農地法で許可を受けた工事で、工事完了が区域指定日を跨ぐ場合は、盛土規制法の21日以内の届出は必要になるか。	特定盛土等規制区域の届出の対象規模以上の規模であれば21日以内の届出が必要となる。
3-22	1月30日	P24	規制区域の指定日前に開発許可を受けているが、完了検査を受けていない場合は盛土規制法の許可は必要になるか。	P24の表を確認していただきたい。
3-23	2月7日	P19	盛土等の厚みが30cmを超える面積を確認する方法に指定はあるか。	面積の確認方法に指定はないため、現場状況に応じて判断していただきたい。
3-24	2月7日	P13	盛土後に建物を建築する場合、建物の面積によって盛土規制法の許可等の有無に関係あるか。	盛土規制法の許可等の必要性は建物ではなく造成する盛土等の規模によって判断する。
3-25	2月7日	P28	許可等の必要性について判断に迷った場合の相談窓口はどこか。	県庁建築指導課盛土規制係に相談していただきたい。
3-26	2月7日	P16	県が行う工事は許可ではなく協議となるが、市町村が行う工事は許可対象として手数料が発生するため不平等ではないか。	許可の特例については、法令に定められた対応となります。
3-27	2月7日	P13	盛土の許可対象となる規模について、過去の盛土等の高さを含めるか。	既存の盛土を含めるかどうかは、物理的・機能的・時期的な要素などを勘案して判断することになる。 判断に迷う場合は図面等により個別に相談していただきたい。
3-28	2月7日	P21	現地盤から切土を行い、その後盛土を行う場合、許可対象となる高さはどこか。	P13を参照のうえ、図面等により個別に相談していただきたい。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
3-29	2月7日	P14	規制区域の指定日前から土石の堆積を行っている場合に、21日以内の届出をする際の土石の規模はどのように記載すればよいか。	予定される最大規模を記載していただきたい。 なお、届出後に届出の規模を超える場合、新たに許可等が必要となる。
3-30	2月7日	P18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けて砕石などの製品を堆積する行為は、許可が不要になりますか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事については、災害の発生のおそれがないと認められる工事として許可が不要となる。
3-31	2月7日	P27	周辺住民説明会で反対者がいた場合等はどうすればよいか。	盛土規制法では説明会参加者の同意まで求めているため、事業者の責任において適切に対応していただきたい。
3-32	2月7日	P27	周辺住民説明会を行う際は行政も立ち会うのか。	行政の立会を要件としてはしていません。
3-33	2月7日	P27	許可申請の際に、住民説明会の議事録を提出する必要はあるか。	開催案内や開催結果が分かる資料の添付が必要となる。 詳細は事務申請等マニュアル案P28を確認していただきたい。
3-34	2月7日	P21	四方のうち一辺でも盛土の場合はP21のように許可不要とならないか。	一定規模以上であれば許可が必要となる。
3-35	2月7日	P14	資材置場についても、盛土規制法の規制対象となるか。	一定規模以上であれば規制対象となる。
3-36	2月14日	P14	ストックヤードについては、搬入するたびに許可が必要か。	ストックヤード事業者が許可を取得するため、搬入者の許可の取得は不要である。
3-37	2月14日	-	国の登録を受けてないストックヤードについては、最終処分地の確認が必要か。	最終処分地の確認は他法令等において求められている行為と思われる。 盛土規制法としては、残土処分地が盛土規制法の許可等を受けているかを確認していただくことになる。
3-38	2月14日	P14	一時的な土石の堆積の期間を教えてください。	P14のとおり5年以内となる。
W3-1	1月16日	P42	堆積した全ての土石が除却されたことをもって完了検査することとしていますが、令和7年4月1日現在で存在している一定規模以上の土石堆積場については、「工事中」ということで4月21日までに届出が必要ということでしょうか？	お見込みのとおりです。
W3-2	1月16日	P42	特定盛土等規制区域において、21日以内の届出が必要な規模は、許可対象規模以上ですか。	21日以内の届出が必要な規模は、特定盛土等規制区域の届出の対象規模以上となる。
W3-3	1月16日	P13	土石の堆積について、土場等にある仮置き場のように土量が増減するものについて、規制対象の判断をどのタイミングで考えるか教えてください。	土石の堆積の許可等の判断については、想定される最大の規模が許可等の対象規模以上に該当するかで判断していただきたい。
W3-4	1月16日	P13	宅地造成等工事規制区域内の200㎡の農地について、地盤面から120cmの高さで盛土を行い、道路に面した以外の敷地境界にL型擁壁で土留め工事を行う。という転用工事は、盛土規制法の許可が必要な案件でしょうか。崖の定義がよく理解できません。	盛土規制法の許可等が必要となる。 なお、崖の定義は、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤以外のものであり、擁壁を設置する場合は、擁壁と水平面が30度を超える場合は崖として扱います。
W3-5	1月16日	-	旧法対象外で盛土規制法で宅地造成等工事規制内になるエリアでの既存宅地における擁壁改修工事の場合、どのような見解でしょうか。	盛土規制法では、新たに造成される盛土等を対象に許可等の要否を判断するため、盛土等の造成行為がなければ許可等の対象外となります。詳しくは、事務申請等マニュアルを確認してください。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
W3-6	1月16日 1月21日	P14	土石の堆積について、土量が増減するなど土量が流動的な土地の場合、5年ごとに更新するのか、毎度新規申請すれば良いのか教えてください。	土石の堆積は、最大規模で許可を申請していただき、5年ごとに許可を更新することになります。
W3-7	1月16日	P21	四方の土地より低い窪地を埋め立てる際に、外周の一部でも水路の場合は、申請が必要であると説明会の質疑であったが、改良済のコンクリート製水路などの場所は、どのような取扱いになるでしょうか。	盛土規制法の許可等が必要となる可能性があるため、図面等により個別に相談していただきたい。
W3-8	1月16日	P13	P13 確認の意味で質問いたします。岐阜県内において高さ30cm超かつ面積500m2超の盛土(切土)については許可若しくは届出の対象になると考えてよろしいですか。	原則、許可等の対象になりますが、公共施設用地における工事など許可等を要しない工事もあります。
W3-9	1月16日	P17	岐阜県の発注工事において、特記仕様書に記載のある残土処分場は、許可又は届出の必要はありませんか	公共施設用地外であり、かつ、一定規模以上の残土を処分する場合は、公共工事であっても盛土規制法の許可等が必要となる。まずは、残土処分先が盛土規制法の許可等を取得していることを確認していただきたい。
W3-10	1月16日	P21	特記仕様書等に記載のある残土処分先で違反があった場合は、搬入業者の責は問われないのでしょうか。	罰則は事案ごとの個別判断となる。まずは、残土処分先が盛土規制法の許可等を取得していることを確認していただきたい。
W3-11	1月16日	-	ストックヤード運用事業者への残土搬入の場合、盛土規制法の扱いはどのようにになりますか。	公共施設用地外であり、かつ、一定規模以上であれば、ストックヤード運用事業者が盛土規制法の許可等を取得する必要がある。
W3-12	1月16日	P20	工事に付随して行われる土石の堆積について、仮置き盛土に規制はあるのでしょうか。また、規模等関係無く仮置きが可能なのでしょうか。	P20に記載のある行為は規模に関わらず許可等は必要ないが、盛土規制法に基づき安全な状態に維持する責務は発生する。
W3-13	1月16日	P18	18頁の「許可を要しない工事」として、許可等に基づいて行われる工事「土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理等」と明記されていますが、土対法で「許可」を得られていたら、土対法の提出書類(計画)に沿って工事が行われていれば、盛土規制法の規制は関係ないという解釈で宜しいでしょうか。例えば、一時堆積を行う場合、土対法の計画に資料50頁の盛土規制法の技術的基準を折り込まなくても良いという事で宜しいでしょうか。	土対法で許可を得た行為については、盛土規制法に基づく許可等(技術的基準への適合等)は必要ないが、安全な状態に維持する責務は発生する。
W3-14	1月16日	P20	20頁の「許可を要しない工事」として、「工事現場に一時的に堆積するもの」と明記してありますが、工事が終わった後も土石が堆積されていた場合も許可を要しないという解釈で宜しかったでしょうか。	工事期間終了後も土石を堆積する場合は、その規模や場所(公共施設用地外)等によって盛土規制法の許可等(技術的基準への適合等)が必要となる。なお、土石の流用先の工事との関係等により止むを得ず工事期間終了後も土石の堆積を継続するものについては、その間における土石の管理者と流用先の工事が書面等により明確であれば、引き続き許可不要となる。
W3-15	1月16日	P20	自治体(〇〇市)から土地を借用(D敷地)したb社が、建設工事に伴い発生した掘削土を隣地(E敷地)【同自治体からb社が借用】に堆積した。 工事が完了したので、D敷地を開放してE敷地は囲いを設けた。 この場合、E敷地の土石の堆積は、50頁の技術的基準に則して堆積されていなければならないのか。(工事現場として考え、基準対象外としてよいのでしょうか。)	
W3-16	1月21日	P17	岐阜市以外の市町村道を設計する場合、盛土規模が該当する場合、岐阜県道路設計要領よりオーバースペックとなっても、盛土規制法技術基準が適用されるのでしょうか。	道路法上の道路の適用を受ける事業の用に供することが想定されるため、公共施設用地として取り扱うことから盛土規制法の適用除外となる。
W3-17	1月21日	P17	「盛土規制法に関する説明会における質疑応答 No3-2」において高速道路は「公共施設用地」として取り扱うとのことだが、高速道路区域内で施工する調整池等の付帯工事(別件工事)を実施する場合も高速道路の付帯施設として「公共施設用地」として取り扱うでよいか？	道路法上の道路の適用を受ける事業の用に供することが想定される施設であれば、公共施設用地として取り扱うことから盛土規制法の適用除外となる。
W3-18	1月21日	-	公共施設用地から発生した残土を搬出し、残土処分場(有料)で処分してもらう場合、搬出者は許可申請は不要で、盛土を行う残土処分場が盛土規制法に関する許可申請を行うことでよいか？	お見込みのとおりです。
W3-19	1月21日	P16～P17	「許可を要しない工事」に該当する工事とは、そもそも許可の特例である協議についても必要ないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
W3-20	1月21日	P17	「許可を要しない工事」に該当する工事において発生した土砂を、公共施設用地外に搬出し処理する場合は許可が必要ということでしょうか。	一定規模以上の残土を処分する場合は、盛土規制法の許可等が必要となる。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
W3-21	1月21日	P22	規制区域指定の際に既に行われている工事(届出対象)において、規制区域指定後に開発区域を拡大し、新たに盛土の追加又は形状の変更が必要になった場合は、許可の対象となるのか。また、開発区域の拡大を行わない場合で盛土の追加又は形状の変更を行う場合は許可の対象となるのか。	新たに許可等が必要になる可能性があるため、図面等により個別に相談していただきたい。
W3-22	1月21日	P22	他法令の規制対象外である民間工事(自社直営工事を含む)で、区域指定の際に既に行われている工事については、区域指定後の届出対象という理解で良いのか。	公共施設用地外であり、かつ、一定規模以上であれば、21日以内に届出の提出が必要となる。
W3-23	1月21日	P22	建設業等において、各会社が土砂の入替用のストックヤードを確保し、区域指定前に既に運営している場合は、最大の盛土図面で届出を提出すれば、それを越えない範囲で土砂を入替している間は許可申請は不要という理解で良いのか。	お見込みのとおりです。
W3-24	1月30日	P18	砂利採取法において許可を受けたプラント申請の認可区域内の原石や製品の堆積の許可は必要ないでしょうか。よろしく願います。	お見込みのとおりです。
W3-25	1月30日	-	事務申請等マニュアルに用語の定義が記載されていますが、盛土とは何ですか？	土石を盛ったものを想定している。
W3-26	1月30日	-	RC砕石工場で改良土として販売する資材の野積みについて教えてください。	土にセメント、石灰 若しくは これらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したものは土石に該当し、盛土規制法の許可等の対象規模以上となる場合は許可等が必要となる。
W3-27	1月30日	-	プレロード工事については、「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は発生した土石を当該工事の現場又は工事の現場の付近に一時的に堆積するもの」が適用され、許可不要でしょうか。	許可等が必要になる可能性があるため、図面等により個別に相談していただきたい。
W3-28	2月7日	P20	工事の現場の付近(隣地)と記載がありますが、隣地とは現場の隣をイメージします。道路での工事(水道工事、改良工事等)では、隣地に土砂を仮置きできる工事はほぼありません。付近とはどれくらいの範囲でしょうか。(市街地の工事ですとかなり遠くなる場合が有ります)	主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲となる。(P20参照:管理体制等を記した看板の掲示が必要であり、請負契約図書や施工計画書等に工事現場として位置付けられた土地)
W3-29	2月7日	P20	工事に付随する堆積の「工事」に、公共工事または民間工事(ガス管理設等)の区別は無いのでしょうか？	区別はありません。
W3-30	2月7日	P14	用途例に『工事現場外における仮置き、土石に該当する製品の仮置き等は規制対象となる』とありますがその場合はどの様な時を想定されているのでしょうか？	各事業者が使用する土場(借地含む)などを想定している。
W3-31	2月7日	P13	「説明会における質疑応答資料」のW3-4の回答について崖の定義について教えてください。 宅地造成等工事規制区域内の宅地造成工事の場合、四方すべてを擁壁等構造物(L型擁壁、コンクリート擁壁、間知ブロック積等)で造成した場合でも擁壁を崖とみなして許可が必要となるのでしょうか？	お見込みのとおりです。
W3-32	2月14日	P18	砂利採取法の許可を受けた際は、盛土規制法の許可を要しないとのことでしたが、県の産業労働係に確認したところ、砂利採取法では審査はしていないと仰っていましたが、大丈夫でしょうか？	盛土規制法の運用について、県関係部局や市町村等にも継続して周知を図ります。
W3-33	2月14日	P21	「許可を要しない工事」「(3)窪地を四方の高さに～」についてですが、例えば面する土地の中で道路高が一番高く、他三方が道路高よりGLが低いケース(田を宅地に開発する場合を想定)の平坦とみなす基準面は、道路高(四方で一番高いGL)と考えてよろしいかご教授ください。 また、四方に合わせて平坦にしたGLから盛土高を計算するケースと(許可不要)、現況GL(このケースでは田面)から盛土高を測定するケース(許可要)を併せてご教授ください。	盛土規制法の許可等が必要となる可能性があるため、図面等により個別に相談していただきたい。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
W3-34	2月14日	P20	P20許可を要しない工事 ①基礎埋め戻し用の堆積は許可を要しないとのことですが埋め戻し用であれば、面積や高さの制限は無いと考えて宜しいでしょうか？ ②工事現場の「付近」とは距離的にどれくらいまでを指しますか？ ③契約後に現場で作成する施工計画に記載は全てにおいて必要ですか？	①窪地を四方の高さに合わせて埋め戻しを行い平坦にした面を基準として、工事完了後の盛土等が一定規模以上となる場合は許可等の対象となる(P21参照)。 ②主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲となる。(P20参照:管理体制等を記した看板の掲示が必要であり、請負契約図書や施工計画書等に工事現場として位置付けられた土地) ③盛土規制法の許可等の対象となるか判断するためには必要となる。
W3-35	2月14日	P14～15	土石の堆積について (資料P14, 15) (1)申請について 自社所有地を各工事で使用できるように年間的な申請は可能ですか？ 理由 ・地方自治体の道路維持業務で崩土等を一時的に堆積するため。 ・複数の工事で堆積するため。 (2)申請箇所について 申請箇所が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域が混在している場合は、どちらの条件を基準とするのか。 (3)申請期間について 年間的な申請が可能であれば最長どれだけですが？ (4)許可後の定期報告について 土石等の堆積が長期間無いときも定期報告は必要か？	(1) 仮置き場について、土石を堆積する最大規模で許可を取得することが可能であり、5年ごとに許可の更新が必要となる。 (2) 現場条件によるため、図面等により個別に相談していただきたい。 (3) 5年であり、5年を超える場合は、その都度更新が必要となる。 (4) 着手前や準備工、休止中の工事など現場が動いていない状況においても、定期報告は必要となる。
W3-36	2月14日	P17 P20	許可を要しない工事について (1)「(1)公共施設用地における工事」について(資料P17) ア 公共工事(国、地方自治体発注工事)は許可を要しない工事と理解してよいか？ イ 独立行政法人など国の機関は許可が必要ですか？ ウ 電力、ガス、電話会社などは民間会社は許可が必要ですか？ (2)「(2)災害の発生のおそれがないと認められる工事」について(資料P20) ア 民間工事と理解してよいか？ ※「(1)「(1)公共施設用地における工事」について」と重なる イ 「○次のいずれかに該当する土石の堆積」から最大堆積量90m3となるがその理解でよいか？ ウ 仮置き場を何カ所も設ければ 90m3×N箇所 との考え方で良いか？□	許可を要しない工事について (1)「(1)公共施設用地における工事」について(資料P17) ア 公共施設用地内で行う工事と公共工事は必ずしも一致しているわけではないため、公共工事であっても盛土規制法の許可等の対象となる行為はある。 イ 公共施設用地内で行う工事は許可等の対象外となる。 ウ 公共施設用地内で行う工事は許可等の対象外となる。 (2)「(2)災害の発生のおそれがないと認められる工事」について(資料P20) ア 公共施設用地外の工事が対象となるため、公共工事についても対象となる。 イ 許可等の必要性は最大堆積量ではなく、最大時に堆積する高さ(標高差)や面積で判断する。 ウ N箇所を一体的な堆積として許可等の必要性を判断する可能性があるため、図面等により個別に相談していただきたい。
W3-37	2月14日	P21	1.地目が田、現況も田であった場合の質問です。道路と田の高低差が50cmありますが、土を埋立てて道路と同じGLとした場合も規制対象になりますか？ ちなみに土地の一部分が岐阜市管理水路と接しております。また、管理水路と接している場合で、水路側の法定外申請許可対象とそうでない場合とで盛土規制法の規制についても変わってくるのでしょうか？ 2.地目が畑、現況も畑であった場合の質問です。道路と畑の高低差がなしの場合で、土地の一部が岐阜市管理水路と接していいる場合も規制対象になりますか？ また、管理水路と接している場合で、水路側の法定外申請許可対象とそうでない場合とで盛土規制法の規制についても変わってくるのでしょうか？	1と2ともに、現場条件によって盛土規制法の許可等が必要となる可能性があるため、図面等により個別に相談していただきたい。 なお、岐阜市内で行う工事の許可等の窓口は市となるため、詳しくは岐阜市に相談していただきたい。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
資料4 申請手続きについて				
4-1	1月16日 2月7日	P26	許可申請の標準処理期間はどれだけか。	書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間を除いて、30日を想定している。
4-2	1月16日	P28	許可申請にあたって市町村の経由は不要か。	市町村経由は不要であるが、関係法令等の手続きを行う必要がある。
4-3	1月16日	P37	土地の所有者等の全員の同意が必要とのことだが、許可申請時に必要な書類は。	同意書などが必要となる。
4-4	1月16日	P34	設計者の資格に行政書士は含まれるか。	法令において含まれていない。
4-5	1月16日	P34	みなし許可となる開発許可における設計者の資格について、盛土規制法の規定を適用するのか。	開発許可については、都市計画法の規定に基づき、設計者の資格を確認する。 ※都市計画法第33条第1項第7号により、「高さが5mを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」を行う場合は、盛土規制法の設計者の資格も適用することとなる。 盛土規制法の許可にあっては、盛土規制法の規定に基づくことになる。
4-6	1月16日 1月30日	-	建築基準法に基づく確認申請時に、盛土規制法の許可証の添付などは必要となるか。	建築基準法施行令第9条各号に列挙されている建築基準関係規定に、盛土規制法の盛土等に関する工事の許可規定があるため、確認申請の際に、盛土規制法の許可証や適合証明書などにより適合することの確認は必要となる。
4-7	1月16日	-	適合証明書の交付申請はどのような場合に提出するか。	現在、指定確認検査機関等と調整中であり、詳細が決定次第、事務申請等マニュアルに掲載する予定である。
4-8	1月30日 2月7日	P36	工事施行者の完成能力における建設業の許可証明書について、業種は決まっていますか。	検討中です。今後、マニュアル等で示してまいります。
4-9	1月30日	P34～P37	21日以内の届出についても、P34～P37のような許可申請に必要な添付資料が必要なのか。	21日以内の届出に添付する資料は異なります。詳細は、事務申請等マニュアル(案)を確認していただきたい。
4-10	1月30日	P27	周辺住民への説明会について、事前周知の範囲はどれくらいになりますか。	地盤勾配や盛土の高さ等によって異なるため、詳細は事務申請等マニュアル(案)を確認していただきたい。
4-11	1月30日	P40	ストックヤードにおいても、定期報告が必要となりますか。	盛土規制法で許可を取得した場合、許可日から3か月ごとに報告が必要となる。
4-12	1月30日	P40	定期報告には、様式はありますか？	岐阜県の細則により定める予定である。
4-13	1月30日	-	敷地面積が500m2を超える場合は、切土又は盛土が30cm超の面積を確認するため、適合証明の申請が必要と考えればよろしいか。	盛土規制法の適用対象か否かの判断に迷う場合に適合証明の交付を求めることとしてください。詳細は事務申請等マニュアル(案)を確認していただきたい。
4-14	2月7日	P34	設計者の資格があれば、誰でも代理申請が可能であるのか。	申請を代理するための資格(行政書士等)が必要となる。
4-15	2月7日	P34	設計者の資格が必要となる『盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する場合』の『排水施設』とはどこまでを示しているのか。	検討中です。今後、マニュアル等で示してまいります。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
4-16	2月7日	P36	申請時の工事施工者の能力に関する書類は元請業者のものでよいか。	問題ありません。
4-17	2月7日	P42	ストックヤードや残土処分場の完了検査の申請のタイミングはいつか。	ストックヤードは堆積した土石がなくなり閉所するタイミングとなる。なお、5年以上継続する場合は、その都度更新が必要となる。 残土処分場は盛土となるため、許可を受けた盛土が完成したタイミングとなる。
4-18	2月7日	P35	工事主が法人の場合に必要な『役員』の住民票又は個人番号カードの写しは、その役員(取締役、会計参与及び監査役)全員分が必要か。	検討中です。今後、マニュアル等で示してまいります。
4-19	2月14日	P27	周辺住民への事前周知について、どの範囲までの人に周知を行うか事前協議等が必要か。	盛土規制法の許可申請に必要な範囲は事務申請等マニュアル(案)を確認していただきたい。 なお、影響範囲については、事業者の責任において適切に判断していただきたい。
4-20	2月14日	P35	事業主の資力信用について、事業主が破産した場合等はどうか。	そのようなケースを回避するための事前確認であるが、やむを得ず当該ケースが発生した場合は個別に判断することとなる。
4-21	2月14日	P28	電子申請は代理人申請も可能か。	可能とする予定である。
4-22	2月14日	P34	設計者の資格について、『ケ. 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者』の具体例は定めているか。	定められていません。
W4-1	1月16日	-	区域指定前に工事が完了して既存となる盛土が規制対象規模になっていたり、技術的基準を満たしていない場合もそのまま特に何もしなくてよろしいか。	盛土規制法に基づく許可や届出は不要となりますが、土地所有者等に土地の保全義務が発生するため、土地を安全な状態に保つ必要がある。
W4-2	1月16日	-	盛土規制法の使用する様式のword等のダウンロードはできますか。	現時点では、建築指導課ホームページの事務申請等マニュアル(1月15日案)(PDF)で確認できるが、今後、wordでのダウンロードについても準備を進める。
W4-3	1月16日	-	盛土規制法の届出には、手数料等はかかりますか。	届出に手数料はかかりません。
W4-4	1月16日	-	盛土規制法の届出は、行政書士でもできますか。	行政書士法に基づく対応も可能である。なお、代理申請の場合は委任状を提出していただきたい
W4-5	1月16日	P38	届出について標識の設置は必要ですか？	特定盛土等規制区域における届出にも標識の掲示義務は発生する。なお、規制区域の指定から21日以内に提出する届出については、掲示義務はありませんが届出をしたという標識を設置することが望ましい。
W4-6	1月30日 2月7日	-	電子申請ですが、申請窓口は4月1日からでしょうか。	お見込みのとおりです。
W4-7	1月30日	-	それより前に申請する場合は、書類申請となるのでしょうか。	規制区域の指定前に申請を受け付けることはできないため、令和7年4月1日以降に申請していただきたい。
W4-8	2月7日	P29	許可(許可証交付)を頂いて、工事着手(着手届提出)までの日数規定はありますか。	着手届の提出を求めないことに見直す予定(事務申請等マニュアルに反映する予定)である。
W4-9	2月7日	P40	工事着手後の定期報告説明(説明会資料P40)で、報告の期間が「許可日から3か月ごと」と記載されていますが、「工事着手日」からと言う事ではない？許可を受けて、すぐ工事に着手出来る場合と出来ない場合が考えられると思うのですが。	着手前や準備工、休止中の工事など現場が動いていない状況においても、定期報告は必要となる。
W4-10	2月7日	P34	申請は委任を受け、設計者が行っても問題ないでしょうか。また、申請は本人申請で行い、修正・協議等は設計者が対応しても良いでしょうか。	代理申請には、行政書士等の申請を代理するための資格が必要となる。 また、修正・協議についても、申請者本人又は代理申請者が行うこととなる。

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
W4-11	2月7日	P37	土地所有者の同意について、申請者と土地所有者が同一である場合は、土地所有者の同意を省略しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
W4-12	2月7日	-	現在工事が行われている現場の届出について、様式は「様式第十九」でよろしいでしょうか。また、添付書類の記載がわかりませんでしたのでご教示ください。 添付書類に写真がある場合、今現在の写真か工事開始前の写真を教えてください。	土地の形質変更は「様式第十五」、土石の堆積は「様式第十六」であり、最新の盛土等の状況が分かる写真を添付するとともに、添付書類の詳細は事務申請等マニュアル(案)を確認していただきたい。 なお、「様式第十九」は、特定盛土等規制区域において区域指定後に行う一定規模の工事に必要となる。
W4-13	2月7日	-	現在造成工事が完了しているが、水道工事が未施工のため開発の検査済が下りてないものについてはどのような判断をしたらいいですか。	開発許可の検査に関わらず、造成工事の完成が令和7年4月1日以降となり、かつ、一定規模以上の盛土等を行う場合は、21日以内の届出が必要となる。
W4-14	2月7日	-	4月以降の許可申請についての添付書類ですが、規模に関係なく記載の添付書類が必要ですか。	お見込みのとおりです。
W4-15	2月14日	P34	設計者の資格について、これまでは都市計画法の開発許可基準により1ha未満については行政書士も業として行えていましたが、本年4月1以降は1500㎡未満のものしか業として行えなくなるということでしょうか？ 資料34pの設計者の資格のケ. 上記以外で主務大臣が…認める者に行政書士は該当するでしょうか。	P34に記載した工事に該当する場合は法令で定める設計者の資格が必要となり、この資格は行政書士の資格のみをもって満たすものではありません。なお、『ケ. 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者』の具体例は定められていません。
W4-16	2月14日	P35	設計者資格についてですが、「(ク) 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験～」この項目は講習を修了し、修了証を添付することが前提ですが、「10年以上」の経験に関しては、業務経歴を添付することになると思います。その経歴について質問です。私の場合、前職が地方公務員で土木・下水道に関する設計・施工管理等に15年従事していました(一般行政職採用です)。その後、行政書士として開発関連の業務を6年間(現在7年目)行っています。この経歴の場合、前職の業務経歴は実務経験年数にカウントしてもよろしいかご教授ください。	土木・建築に関する所属部署によっては、実務経験年数の対象としますので、個別にご相談ください。
W4-17	2月14日	-	適合証明(許可要否確認書?)の交付申請は、オンラインで通常の申請と選択式で申請となるのでしょうか？ また、適合証明申請に対しても設計者の資格要件が適用されるかどうかをご教授ください。	適合証明の申請方法については、現在検討中です。今後、事務申請マニュアル等で示してまいります。 適合証明申請に対しては、設計者の資格要件は適用されません。
	2月13日	-	盛土規制法に基づく完了検査の前に建築工事に着工してもよいのか。	完了検査を阻害しない範囲内で可能である。
	2月13日	-	確認申請時は盛土規制法の許可証の写しがあれば(検査済証の写しが無くても)、確認済証を交付してよいのか。	問題ありません。
	2月13日	-	盛土規制法の検査済証を確認せずに、建築基準法に基づく検査済証を交付しても支障はないか。	建築基準関係規定に盛土規制法の変更許可があり、盛土規制法の完了検査後でないと、変更許可の有無を確認できないことから、建築基準法に基づく完了検査時に、盛土規制法の検査済証の確認は必要と考える。
	2月13日	-	3区画宅地分譲の計画で、1区画の造成工事完了し、他の区画の造成工事中の場合、全区画の造成工事が完了した後でないと、建築基準法に基づく検査済証の交付は避けた方が良いということか。	工区を分けて、許可申請、完了検査を対応することは可能である。
	2月13日	-	旧法において多治見市内の場合、「民間確認検査機関では宅造法の適合性は確認できないから全て適合証明書の交付を求めること」と言われてきた。今回の取扱いについて、多治見市だけは運用が異なるのか。	統一した運用とする予定である。

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
資料5 技術的基準について				
5-1	1月16日	P48	溪流等については、国の防災マニュアルや、県の技術的基準ガイドラインなどに記載があり、そのうち「現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場合は、溪流等における盛土と同様に扱うものとする。」について、現地でどのように判断すればよいか。	県の技術的基準ガイドラインは、法令の定めに従って判断するための審査基準を定めており、国の防災マニュアルは望ましい基準も含まれている。 なお、現地の判断については、個別に相談してください。
5-2	1月16日 1月30日 2月14日	-	盛土規制法の技術的基準の他に、森林法に基づく林地開発許可基準や県の埋立て条例に基づく特定事業の許可基準があるが、整合はとられているのか。	盛土に関する関係法令等と技術的基準に矛盾が生じないことは確認済である。ただし、基準が異なっている場合は厳しい側の基準を採用することとなる。 なお、森林法や県埋立て条例など他法令等に基づく手続きに加えて、盛土規制法に基づく許可等が必要となる。
5-3	1月21日	P48	溪流等の定義は何か。	溪流等の定義は以下のとおり。 ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 ③①・②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
5-4	1月21日	P48	盛土規制法における河川の範囲はどこまでとなるのか。	河川法で規定されている範囲(一級河川、二級河川、準用河川)を河川としております。
5-5	1月21日	P48	安定計算の方法は定められているのか。	溪流等で15m超えの盛土を行う場合に安定計算が必要である。 設計定数等の考え方については県の技術的基準ガイドライン(案)P12に記載しているため、確認していただきたい。
5-6	2月7日	-	許可申請を行う敷地内に、技術的基準に既存不的確である擁壁がある場合、基準は一体的に適用されるか。	申請時の造成部分が許可申請の対象となるが、当該造成と既存擁壁等が一体である判断がされれば技術基準等が一体的に適用される場合もある。
5-7	2月7日	-	コンクリートブロックに関する技術的基準はあるか。	宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴詰めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の場合、県の技術的基準ガイドライン(案)P29に記載しているため、確認していただきたい。
5-8	2月14日	P47	擁壁等の設置を要さない崖面には石張等の措置が必要とあるが、どのような場合か。	県の技術的基準ガイドライン(案)P20、P43に記載しているため、確認していただきたい。
5-9	2月14日	P51	搬出等が頻繁に行われる土石の堆積について、シート等での保護や排水施設が必ず必要か。	現場条件を踏まえて判断することとなる。
W5-1	1月16日	-	開発申請の際に、任意擁壁を設置する場合は、0.3m以上の崖の土留めはコンクリートブロック積では無く鉄筋コンクリート造擁壁などを使用するように指導されますが、盛土規制法でも同様ですか。	検討中です。
W5-2	1月30日	P48	対象となる工事(行為)が、人里離れた山奥で、仮に盛土が部分的に崩壊しても、人命等にまったく影響ない地区であっても、盛土安全率1.5(常時)、地震時震度0.25×z安全率1.0での安定確認を強いるのでしょうか。	有識者会議等を踏まえて、「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性はない」と断定できる根拠はなく、盛土等に伴う災害が発生する可能性を完全に否定することはできないと考えます。
W5-3	2月7日	-	既存擁壁との関係について、盛土行為の区域に隣接し既存の擁壁が存在し、2段擁壁に該当する場合は、既存擁壁も許可対象の構造物となりますでしょうか。許可対象となる場合に、既存擁壁の構造等が不明な場合はどのように対応することになりますでしょうか。	申請時の造成部分が許可申請の対象となるが、当該造成と既存擁壁等が一体である判断がされれば技術基準等が一体的に適用される場合もあるため、判断に迷う場合は図面等により個別に相談していただきたい。

本回答は 2 /21時点の内容であり、今後内容が変更する可能性があることに留意願います。
WEBでいただいた質問は、No.の前に「W」と表示しております。

No	説明会日時	該当頁	参加者からの質問・意見	県の回答
資料6－1 岐阜市内における盛土等について(盛土規制法)について				
資料6－2 開発許可事務の手引きの改正について				
6-2-1	1月16日	P63	許可基準は盛土規制法の技術的基準を適用することのだが、現基準から大きく異なる点はあるか。	降雨強度式の見直しにより、計画降雨量等の数値を変更している。 その他については大きな変更は生じない予定である。
6-2-2	1月16日	P63	申請者の資力・信用及び工事施工者の能力について、盛土規制法のみなし許可の場合は規模等に関わらず審査対象とのことだが、盛土規制法に基づき審査するのか。	みなし許可となる開発許可については、都市計画法の規定に基づき、申請者の資力・信用及び工事施工者の能力を確認することとなる。
6-2-3	1月16日	P63	工事施行者が未定の場合はどうすればよいか。	許可基準として工事施行者の能力の確認が必要であるため、工事施行者が未決定の場合は原則許可ができません。
6-2-4	1月16日	P63	令和7年9月30日までに許可申請書を提出した場合は、排水施設の基準の経過措置を受けられるのか。	令和7年9月30日までに市町村の窓口へ許可申請書を提出した場合は、旧基準、新基準のどちらをもとに設計してもよい。 ただし、旧基準と新基準の混用は認めません。
W6-2-1	1月16日	P34	設計者の資格について、認定等の無い行政書士の資格で、開発許可と同様に1haまでは開発申請可能という認識で間違いないでしょうか。	開発申請においても、盛土規制法に基づく設計者の資格(P34)が必要となる。
W6-2-2	1月16日	P34	上記の質問(W4-2)について、みなし許可も同様になりますか。	みなし許可においても、盛土規制法に基づく設計者の資格(P34)が必要となる。
資料6－3 危険な盛土等の情報提供				
6-3-1	1月21日	P64	危険な盛土等の情報提供はどこに行えばいいか。 また、太陽光発電の業者が悪質な盛土を行っている場合指導できるか。	情報提供は、建築指導課をはじめ、各県事務所、農林事務所、土木事務所、さらには市町村等をお願いします。 また、悪質なものについては、指導が可能です。
6-3-2	2月14日	－	県内の危険な地域をまとめた資料はあるか。	過去に造成した一定規模以上の盛土等を地形図等を活用して調査していく予定である。
6-3-3	2月14日	－	他部局とも連携して行うか。	県庁や現地機関、市町村等の関係部局との連携会議を設置して情報共有を行っている。